

## 報道資料

奈良市政担当記者様

令和3年3月26日

福祉部介護福祉課  
担当：秋田、吉田  
電話：0742-34-5422  
内線 2840

### 介護サービス事業者指定取消処分について

奈良市は、有限会社在宅介護サービス ラブに対し、下記のとおり介護保険法第77条第1項第4号、第6号、第7号及び第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いますのでお知らせします。

#### 1 事業者の名称・所在地等

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 事業者名称  | 有限会社在宅介護サービス ラブ           |
| (2) 代表者    | 代表取締役 鈴木 操                |
| (3) 事業者所在地 | 奈良県奈良市西大寺国見町一丁目7番20-601号  |
| (4) 事業所名称  | 在宅介護サービス ラブ               |
| (5) 事業所所在地 | 奈良県奈良市法華寺町1376 フルール一条202号 |
| (6) サービス種類 | 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業      |

#### 2 指定取消年月日

令和3年5月1日

#### 3 指定取消理由

介護保険法（平成9年法律第123号）介護保険法第77条第1項第4号、第6号、第7号及び第115条の45の9第1項第6号に該当する事実が確認されたため。

##### (1) 運営基準違反

- 平成30年5月、利用者3名に対して、担当訪問介護員が入院中でサービスを提供できなかったにも関わらずサービスを提供したもものとして虚偽のサービス提供記録を作成した。
- 平成30年2月から令和元年8月まで、利用者1名に対して訪問介護計画に基づくサービスを適切に提供していなかったにも関わらず、提供したもものとして虚偽のサービス提供記録を作成した。

- ・サービス提供責任者が利用者 1 名について、少なくとも平成 31 年 1 月以降、利用者の日常生活全般の状況及び希望を適切に把握・反映せず、過大なサービスの内容を含む訪問介護計画を作成した。また、訪問介護員がその訪問介護計画に沿ったサービス提供の必要性が乏しいと認識して実際に十分なサービス提供を行っていなかったことを知りつつ、必要な訪問介護計画の変更を怠った。
  - ・サービス提供責任者が利用者 1 名について、少なくとも平成 31 年 1 月以降、利用者の状態の変化やサービスに関する意向の把握、担当の訪問介護員に対して具体的な援助目標及び援助内容の指示、訪問介護員の業務の実施状況の把握を行わず、サービス提供責任者としての責務を怠った。
- 《根拠条文》介護保険法第 77 条第 1 項第 4 号

## (2)不正請求

- ・平成 30 年 2 月から令和元年 8 月まで利用者 1 名に対して訪問介護計画に基づくサービスを適切に提供していなかったにも関わらず、提供したものとして介護報酬を不正に請求した。
  - ・平成 30 年 5 月、利用者 3 名に対して、担当訪問介護員が入院中（5 月 14 日から同月 22 日）でサービス提供ができなかったにも関わらず、当訪問介護員によりサービスの提供があったとして介護報酬を不正に請求した。
- 《根拠条文》介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号

## (3)虚偽報告

- ・監査期間中の令和元年 10 月 8 日及び同月 16 日、市の求めに対し虚偽のサービス提供記録を提出した。
- 《根拠条文》介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号

## (4)法令違反

- ・第 1 号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において法令違反があった。
- 《根拠条文》介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号